

## 新型コロナウイルス感染症に関するQ & Aについて

### 【1. 社会保険・生活費等関係】

Q 1：社会保険料についての猶予・減免措置はあるか。

A 1：新型コロナウイルス感染による影響により猶予・減免措置が講じられている。

- 協会けんぽ等、厚生年金保険料の猶予措置
- 国民健康保険・国民年金保険料の猶予・減免措置
- 国民年金保険料の猶予・減免措置
- 後期高齢者医療制度の猶予・減免措置
- 介護保険1号被保険者保険料の猶予・減免措置

▽以上は、厚生労働省HP、「[生活を支えるための支援のご案内](#)」を参照。

- 国保組合の保険料の減免措置

▽全建設総連傘下の国保組合にご加入の方は所属の国保組合にご相談を。

Q 2：新型コロナウイルス感染の影響で休んだ場合の傷病見舞金等の制度はあるか。

A 2：現在ご加入の健康保険制度により相違がある。詳しくはご加入の健康保険者にお問い合わせを。

- 協会けんぽの制度

全国健康保険協会(協会けんぽ)HP、「[新型コロナ感染症に係る傷病手当金の支給について](#)」を参照。

- 国民健康保険の制度

都道府県、市区町村にお問い合わせを。

- 国保組合の制度

ご加入先の国保組合にお問い合わせを。

Q 3：雇用者等に該当しない場合も含めた生活支援制度はあるか。

A 3：社会福祉協議会等が行っている諸制度があり、緊急小口資金、総合支援資金制度等がある。「[生活を支えるための支援のご案内](#)」を参照。

Q 4：労災保険特別加入の際に、特定の健康診断が必要とされる特定健診が、病院都合で受診できない加入者に対して、猶予期間はあるのか。

A 4：実施期間に関して6月末日まで延期可能となっている。災害時には書類提出などに関しては猶予を持たせるとしている。今回の新型コロナウイルスも同様と考えている。一般健診の実施が6月末日までの延期可能となったため、特殊健康診断も同

様の対応となる。

Q 5：労働保険料に対する猶予制度はあるか。

A 5：現在の猶予制度では、保険料を納付しているすべての人が対象となるとしているため、特別加入者も含むものとなる。また、制度も新型コロナウイルスに対しての適用とともに、要件の緩和も行っている（50%以上の損失→20%以上）。

厚労省からは、関係部局やハローワーク等に再度、制度の詳細について、指導をしていきたいと回答を受けている。

Q 6：納付期限の延長はされるか。

A 6：2020年度の労働保険の年度更新期間について、新型コロナウイルスの感染症の影響を踏まえ、6月1日～7月10日から6月1日～8月31日に延長となった。詳細は、「[労働保険の年度更新期間の延長について](#)」を参照。

## 【2. 助成金・給付金等関係】

Q 1：日給月払いの給与形態（雇用）で働いている。事業所より新型コロナの影響で仕事がなくなったと言われ自宅待機をしているが、賃金の補償はあるのか。

A 1：事業所に就労させるよう求めた上で、賃金の全額支払いを求めるべき（民法 536 条 2 項）。また、事業主には少なくとも労働基準法第 26 条に基づく休業手当（平均賃金の 6 割以上）の支払い義務があるので、事業主に対して、雇用調整助成金等を活用しての休業手当の支払い交渉が必要。

Q 2：新型コロナの影響で仕事量が減少し、雇用関係のある職人（労働者）を休ませているが、賃金の補償、休業手当などどうすればよいか。

A 2：雇用調整助成金の特例措置、持続化給付金等を活用し、職人（労働者）へ休業手当を支払い、賃金補償をする必要がある。

Q 3：雇用調整助成金の特例措置とは何か。

A 3：新型コロナの影響を受けた事業者に対して、雇用調整助成金の申請要件などが緩和されている。詳細は「[雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）](#)」を参照。

Q 4：一人親方として就労していたが、新型コロナの影響で仕事量が減少した。収入の補償などはあるか。

A 4：個人事業者を対象とした、持続化給付金（個人事業者は上限 100 万円）がある。詳細は「[持続化給付金](#)」を参照。

Q 5：持続化給付金についてだが、前年同月比の売上減少幅が 50%に満たないが、給付されないか。

A 5：現状 3～4 割減少にとどまっても、2020 年 1～12 月のいずれかの月において、前年同月と比較して売上が 50%以上減少していれば対象となる。

Q 6：持続化給付金の申請方法は電子だけなのか。

A 6：迅速に給付を行う観点等から、電子申請を原則としている。また、電子申請に不慣れな方や困難な方に対しても、感染症防止対策も講じた上で、予約制の申請支援（必要情報の入力等）を行う[申請サポート会場](#)を全国に順次設置されている。ただし[事前予約](#)が必要。

電子申請の際、身近な方や日頃手続きの相談をされている方などに、申請の支援をして頂くことは問題ない。詳細は「[持続化給付金に関するよくあるお問い合わせ](#)」を参照。

Q 7：新型コロナ拡大に伴う、労働者への新たな休業給付などの措置はないのか。

A 7：現在、厚生労働省では休業労働者へ、直接休業給付をする方針を固めている。今後、様々な給付制度の見直し等が予想されるので、最新の情報については、所属組合へ問い合わせを。

### 【3. 感染防止、契約等関係】

Q 1：現場がいわゆる 3 密（密閉、密集、密接）状態で、感染リスクを感じながら作業をしている。どうにかならないか。

A 1：国交省では「[建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン](#)」を策定し、元請等へ現場対策を示している。不安があれば所属組合へ相談を。

Q 2：町場の現場における感染予防対策方法、お客様とのコロナ対策としての接客方法は、どうすればよいか。

A 2：全建総連住宅対策部が作成した「[町場の新型コロナウイルス感染予防・感染対応マニュアル](#)」では、①現場等での対応について②事務所の感染予防対策について③事業所内勤者から感染者が出た場合、④お客様との商談時の対応について、⑤請負契約の締結の方法について等の方法が記載している。

Q 3：建築士法に基づく重要事項説明は対面でなければいけないのか。

A 3：新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面による説明が困難化している実情等に鑑み、当面の暫定的な措置として、テレビ会議等の IT を活用した重要事項説明を行う「IT 重説」を行った場合についても、建築士法に基づく重要事項説明として扱うことになった。

詳しくは「[新型コロナウイルス感染症対策のため、暫定的な措置として、建築士法に基づく重要事項説明について、対面ではない、ITを活用した実施が可能となりました](#)」を参照。

Q 4：元請・上位企業から新型コロナの影響で工事を一時中断すると言われたが、どうすればよいか。

A 4：契約書などに基づき、工事の一時中断に係る、請負代金・工期・工程等について、契約当事者で協議を行い、追加変更、合意事項について必ず書面での契約変更、確認をする。元請から補償策等が示されていないか確認する。国土交通省からも下請業者配慮の通知文書「[新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底等について](#)」が出ている。

Q 5：コロナによる工事遅延や工期延長の対策は、どうすべきか。

A 5-1：請負契約対策として「顧客への告知と工期変更合意書の取り交わし」を勧めている。納期がいつになるか不明確である点の合意を確認する上で、まずお客様に告知（おしらせ文書）し、納期が明らかになった際「工期変更の合意書」を交わすことが適切と考えられる。

A 5-2：一部の未設置がある場合の引渡しについては、完了検査終了後、建築主に建物引き渡しをする際「軽微な変更による引渡確認書」を合意の上で取り交わすことが求められる。

引渡確認書は遅延損害金が不可抗力ゆえ発生しないことを発注者・受注者双方で確認するためのもので「本建物の引き渡しにあたり、新型コロナウイルスの影響により未設置で引き渡し手続きを行うが、納品次第、取り付けを実施すること」を交すべきと考えられる。

Q 6：コロナによる施工中の契約解除を通告された場合は、どうすべきか。

A 6：改正民法によって工事途中に契約解除された場合、受注者には請負の出来高による報酬の請求権が明文化されている。受注者は出来高を算出して請求することになる。出来高とは、工事の出来形部分と現場搬入済みの工事材料代金を合算したものを指す。その他に工事関係物件の後片付け代も協議対象になる。

#### 【4. 事業経営関係】

Q 1：雇用労働者として就労していたが、新型コロナの影響で会社が倒産し、賃金の未払いが発生した。どうすればよいか。

A 1：国の「賃金の支払の確保等に関する法律（賃確法）」により、国から未払い賃金の立替払いを受けることができる。詳細は所属組合へ問い合わせを。

Q 2 : 新型コロナの影響で資金繰りが厳しいがどうすればよいか。

A 2 : それぞれ売上減少の条件等があるが、民間金融機関の信用保証では、「セーフティネット保証 4 号・5 号」「危機関連保証」があり、一定の条件を満たせば、3000 万円の融資まで保証料と利子が減免される。問い合わせ先は各金融機関・信用保証協会。

同じく政府系金融機関では、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」「新型コロナウイルス対策小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）」「危機対応融資」があり、一定の条件を満たせば、これら 3 種類の融資に「特別利子補給制度」を組み合わせることができ、実質的に無利子になる。問い合わせ先は、日本政策金融公庫（日本公庫）、商工組合中央金庫（商工中金）など。

Q 3 : 次世代住宅ポイントの変更はあるか。

A 3 : 新型コロナウイルス感染症の影響により 2020 年 3 月末までに契約ができなかった方について、同年 4 月 7 日から 8 月 31 日までに契約を行った場合、ポイントの申請が可能となる。申請の受付期間は 6 月 1 日～8 月 31 日で予定されている。

申請にあたっては、やむを得ず 2019 年度末までに契約ができなかった理由の申告が必要。また、申請期限前であっても、予算額に達し次第終了となる。

詳しくは「[次世代住宅ポイント（新型コロナウイルス感染症対応）](#)」を参照。

Q 4 : 国交省補助事業関係の締切等の延長、民間資格（更新講習会の受講義務があるもの）及び建設業許可更新に対する手続き猶予等の取り扱いはどうなっているか。

A 4 : 関係省庁から発表され次第、掲載する。

## 【5. 税制関係】

Q 1 : 新型コロナウイルスの影響で収入が減少する等した場合、建設業向けの支援策の一覧はあるか。

A 1 : 「[令和 2 年度第 1 次補正予算を踏まえた建設業者向けの支援策について](#)」を参照。

Q 2 : 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上減となり、国税、地方税の納付が困難になった場合に、猶予措置はあるのか。

A 2 : [国税の場合](#)、[地方税の場合](#)（詳しくは各地方公共団体 HP 参照）、それぞれ新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入（売上）に相当の減少（※）があった方は、1 年間、納付を猶予できる。担保の提供は不要。延滞税もかからない。

※ ①新型コロナウイルスの影響により、2020 年 2 月以降の任意の期間（1 か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね 20%以上減少していること。②一時に納税を行うことが困難であること。

Q 3：新型コロナウイルスの影響により、売上減となった場合、固定資産税、都市計画税の2021年度の減免はあるのか。

A 3：新型コロナウイルスの影響で、売上が減少した中小企業者・小規模事業者は、2021年度に[固定資産税、都市計画税の減免](#)が行われる。

Q 4：新型コロナウイルスの影響で収入が減少する等した場合、公共料金等の支払いは猶予されるか。

A 4：それぞれの事業者に問い合わせると、対応可能な場合がある。

Q 5：住宅ローン減税の変更はあるか。

A 5-1：既存住宅を取得した際の住宅ローン減税の入居期限要件（取得の日から6ヵ月以内）について

取得後に行った増改築工事等が新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響で遅れ入居が遅れた場合でも、既存住宅取得の日から5ヵ月後までに増改築等の契約が行われ、かつ新型コロナウイルス感染症及び、その蔓延防止のための措置の影響によって、増改築等後の住宅への入居が遅れた場合には、入居期限が増改築等完了の日から6ヵ月以内になる。

詳しくは「[新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅取得支援策について](#)」を参照。

A 5-2：住宅ローン減税の控除期間13年間の特例措置について

新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により入居が期限（2020年12月31日）に遅れた場合でも、注文住宅を2020年9月末までに契約もしくは2020年11月末までに分譲住宅・既存住宅を取得・増改築等をする契約が行われた場合には、2021年12月31日までに入居すれば、特例措置の対象となる。

詳しくは「[新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅取得支援策について](#)」を参照。